

第5回近畿地方年金記録訂正審議会総会

日時：平成31年4月15日（月）16:00～16:40

会場：大阪第2法務合同庁舎5階 第五会議室

○濱議長

ただ今より、第5回近畿地方年金記録訂正審議会総会を開催します。

私は、濱と申します。

このあと、会長が選任されるまでは、私、濱が議長を務め、議事進行をさせていただきます。どうぞ宜しくお願いいたします。

まず、本日の会議及び会議資料について、近畿地方年金記録訂正審議会運営規則第9条の規定においては、「会議は非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開とすることができる」とあります。

本日の議題のうち、私が担当します議題1「会長の選任について」は、特段、個人情報の保護や公開することによって本審議会の運営に支障をきたすような内容は含まれていないと判断できますので、非公開とする理由が認められませんので公開といたします。委員の皆さん、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

なお、議題2以降の会議の公開・非公開につきましては、会長を選任後、改めてご判断をいただくことにしたいと思います。

次に、本日の会議の議事要旨及び議事録の公開についてですが、事務局は、本審議会の運営規則第12条第1項及び第2項の規定により本総会の議事要旨を作成し、総会資料と合わせて近畿厚生局ホームページで公開してください。併せて、同条第3項の規定に基づき、議事録を作成し公開をしてください。

なお、同条第4項の規定による議事録の署名人につきましては、会長選任後、会長が指名いたします。

続きまして、本日の総会の成立について、事務局からご報告をお願いいたします。

○事務局（勝木年金審査課長）

年金審査課長の勝木でございます。

本日の総会の出席委員数及び総会の成立についてご報告いたします。

地方年金記録訂正審議会規則第7条第1項において、「委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない」と規定されております。

本日の総会は、委員総数20名に対しまして18名の委員の方にご出席いただいております。

す。地方年金記録訂正審議会規則第7条第1項の規定に基づき本総会が成立していることをご報告いたします。

○濱議長

それでは、本日の議事に先立ちまして、近畿地方年金記録訂正審議会の委員と本日出席の事務局職員を紹介いたします。

事務局は、紹介をお願いいたします。

○事務局（繁畑課長補佐）

それでは、近畿地方年金記録訂正審議会の委員の方々をご紹介いたします。

恐縮ではございますが、席の順にお名前のみ紹介させていただきますので、ご起立をよろしくお願いいたします。

今回、新しく任命させていただきました栗飯原 利孝委員でございます。

任期満了後、再任の東 尚吾委員でございます。

同じく再任の伊月 圭子委員でございます。

井上 高和委員でございます。

再任の今中 邦雄委員でございます。

再任の井村 佐都美委員でございます。

再任の大串 恵子委員でございます。

再任の大野 潤委員でございます。

今回、新しく任命させていただきました小倉 ひろみ委員でございます。

濱 和哲委員でございます。

再任の小牧 美江委員でございます。

震明 裕子委員でございます。

田中 雅子委員でございます。

今回、新しく任命させていただきました野田 貴浩委員でございます。

再任の藤原 郁子委員でございます。

再任の吉井 寛委員でございます。

吉岡 奈美委員でございます。

再任の渡辺 善雄委員でございます。

なお、本日欠席の委員は、山下 大委員と鈴木 哲委員の2名で山下委員は再任でございます。

以上、近畿地方年金記録訂正審議会の委員総数は、20名でございます。

続きまして、事務局の出席者についてご紹介いたします。

近畿厚生局長の塚原 太郎でございます。

年金管理官の川島 延哉でございます。

年金審査課長の勝木 修でございます。

同じく、年金審査課で調査総括を担当いたします、課長補佐の藤井 宣昭でございます。

そして、私は年金審査課で管理を担当いたします、課長補佐の繁畑 小百合でございます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

○濱議長

ありがとうございました。

では、本日の議題に入らせていただきます。

【議題1 会長の選任について】

○濱議長

資料1の「会長の選任について」をご覧ください。2ページ、地方年金記録訂正審議会規則（抜粋版）をご覧くださいませでしょうか。第5条第1項におきまして、地方年金記録訂正審議会の会長の選出につきましては、委員の互選により選任するとされております。

委員の皆様から、「この方に、会長をお願いしてはどうか」など、推薦のご発言がございますでしょうか。

○渡辺委員

大野委員に会長の再任をお願いしてはいかがでしょうか。

○濱議長

ただいま、大野委員の推薦がございましたが、他に推薦等ございませんでしょうか。

○濱議長

他に推薦もないようですので、大野 潤委員に会長をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし。」の声）

異議なしということでございますので、大野潤委員に会長をお願いしたいと思います。大野委員、どうぞ宜しくお願いいたします。

それでは、ただ今、委員の互選により会長に選任されました大野委員に、会長の席に移

動していただき、今後の議事につきまして、議事進行をお願いしたいと思います。

これをもちまして、議長を大野会長に交替いたします。

委員の皆様には、これまでの議事進行にご協力をいただき、ありがとうございました。

○大野会長

大野です。よろしく願いいたします。濱委員には、総会を円滑に進行していただきありがとうございました。改めて御礼申し上げます。

委員の皆様には、このあとも、本総会の円滑な進行にご協力いただきますよう宜しくお願いいたします。

それでは、ここで改めて、本日の会議の公開・非公開の取扱いについて判断します。

近畿地方年金記録訂正審議会運営規則第9条の規定では、「会議は非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開とすることができる。」とあります。

本日の議題のうち、議題2、議題3及び議題4には、特段、個人情報の保護や公開することによって本審議会の運営に支障をきたすような内容は含まれていないと判断できるため、非公開とする理由が認められませんので公開とします。

委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

次に、本日の会議の議事録の作成にあたり、本審議会の運営規則第12条第4項の規定により議事録の署名人を指定します。

議事録の署名人として、私の他に藤原委員と小牧委員の2名を指定します。

事務局は、議事録の整理ができましたら、私と藤原委員、小牧委員に確認の上、署名をもらってください。

藤原委員、小牧委員には、どうぞ宜しくお願いいたします。

【議題2 会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について】

○大野会長

議題2「会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について」事務局から説明をお願いします。

○事務局（勝木年金審査課長）

本審議会の「会長代行」並びに「部会に属すべき委員」及び「部会長」の指名についてご説明いたします。

先ほどの資料1「会長の選任について」の2ページ、地方年金記録訂正審議会規則（抜

粹版)をご覧ください。

地方年金記録訂正審議会規則第5条第3項において、会長代行につきまして「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う」とされています。

また、同規則第6条第2項においては、「部会に属すべき委員等は、会長が指名する」とあり、同条第3項においては、「部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員等のうちから、会長が指名する」とされています。

よって、会長は、本審議会の「会長代行」並びに「部会に属すべき委員」及び「部会長」について指名をお願いします。

○大野会長

それでは、私が「会長代行」「部会に属すべき委員」及び「部会長」を指名しますので、しばらくお待ちください。

○大野会長

どうもお待たせいたしました。それでは、再開します。

「会長代行」「部会に属すべき委員」「部会長」の指名をします。

事務局は、「会長代行、部会に属すべき委員及び部会長一覧」を委員の皆様へ配付してください。

それでは、ただ今配付しました資料「会長代行、部会に属すべき委員及び部会長一覧」をご覧ください。

まず、濱 和哲委員を会長代行に指名します。

濱会長代行におかれては、私が出席できない場合や委員の改選期など、会長が欠けたときは、会長代行としての職務をお願いすることになりますのでよろしく願いいたします。

続いて「部会に属すべき委員」及び「部会長」を指名します。

本審議会には、5つの部会を設置することとし、第1部会は、栗飯原委員、伊月委員、鈴木委員と私の4名で構成することとし、部会長は私とします。

第2部会は、濱委員、藤原委員、大串委員、吉井委員の4名で構成することとし、部会長には濱委員を指名します。

第3部会は、野田委員、井村委員、山下委員、田中委員の4名で構成することとし、部会長には野田委員を指名します。

第4部会は、東委員、震明委員、渡辺委員、小牧委員の4名で構成することとし、部会長には東委員を指名します。

第5部会は、井上委員、今中委員、吉岡委員、小倉委員の4名で構成することとし、部会長には井上委員を指名します。よろしく願いいたします。

委員の皆様におかれては、ただ今指名させていただきました部会長の下で、近畿厚生局長から諮問のあった年金記録訂正請求の個別事案をご審議いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

また、審議会は、近畿地方年金記録訂正審議会運営規則第2条の規定に基づき、必要の都度、私が招集することになりますのでよろしくお願いいたします。

それから、諮問があった事案を付議する部会について、昨年度までは、運営規則第16条の規程により、請求事案担当班と付議する部会を会長決定で1班が担当した事案であれば1部会で付議、2班が担当した事案であれば2部会で付議というように定めておりました。今年度からはより迅速な審議を行う上で、どこの部会でも審議していただくようにしたいと思っておりますので宜しくよろしくお願いいたします。

【議題3 平成30年度 部会開催状況について】

○大野会長

続きまして、議題3「平成30年度 部会開催状況について」事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（勝木年金審査課長）

それでは、事務局から説明させていただきます。

資料2をご覧ください。

まず1ページには、平成30年度の近畿地方年金記録訂正審議会における、年金記録訂正請求にかかる部会の開催状況を記載しております。

また、2ページから6ページには、各部会の開催状況をそれぞれ記載しております。

まず、1ページの部会開催の回数でございます。全体として平成30年度は95回開催いたしました。29年度の開催数は129回でございましたが、7つの部会が設置されておりましたので、1部会当たりの開催は29年度18回に対し、30年度は19回と1回増加しております。

次に、付議件数でございますが、全体として202件付議させていただき、1回の部会で平均約2件の審議をいただいた状況でございました。ちなみに平成29年度は約3件ご審議いただいております。全国ベースでは29年度しか数字を持っていませんが、2.2件でございました。

議決件数は、全体で192件、その内、訂正が必要と判断されたものが101件で53%、訂正が不要と判断されたものが90件で47%、却下が1件ございました。

この却下の処分概要ですが、在職老齢年金の支給調整について、標準報酬月額を用いるのではなく、実際の給与支給額を基にするようにという求めがございました。訂正請求の要件に該当しないため却下した事案でございます。

なお、資料はございませんが、平成29年度から繰越した事案47件につきましては、平

成 30 年 8 月で繰越した事案すべての処理が終了していることをご報告申し上げます。

次に 3 ページを見ていただきたいのですが、2 部会の議決内訳で訂正が必要と判断された割合が、他の部会に比べ少ない状況でございます。これは、訂正を行うための客観的な資料等が少ない国民年金に関する事案を多く審議していただいたことが要因でございます。

1 ページに戻っていただきまして、審議において継続となった事案でございます。全体で 10 件ございました。これは主に口頭意見陳述の実施とその確認等によるものでございます。

最後に、委員の部会への出席率でございますが、98.7%と非常に高い出席率でございます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、部会審議にご尽力いただきましたことを、この場をお借りして、御礼申し上げます。

私からの説明は以上です。

○大野会長

ありがとうございました。それでは委員の皆様から、ただいまの説明に関しまして、何かご質問やご意見などがおありであれば挙手の上よろしく願いいたします。

特にございませんでしょうか。

○大野会長

それでは、特に、ご質問やご意見がないようでしたら、以上で議題 3 を終了いたします。

【議題 4 その他】

○大野会長

それでは、議題 4 「その他」として、「年金記録の訂正手続きに係る地方厚生局担当者会議について」事務局は、説明をお願いいたします。

○事務局（勝木年金審査課長）

それでは説明させていただきます。

資料 3 をご覧ください。

平成 31 年 1 月 18 日に厚生労働省で開催されました「年金記録の訂正手続きに係る地方厚生局担当者会議」のものでございます。

なお、この資料自体は、平成 30 年 12 月 21 日の「第 6 回社会保障審議会年金記録訂正分科会」に提出されたものから抜粋したものでございます。

ではまず、2 ページをご覧ください。訂正請求の受付状況でございます。総務省の確認申

立てを行っていた平成 22 年度以降ずっと減少傾向が続いておりますけれども、最近の減少幅は小さくなってきています。

「(3) 地方厚生局別の受付件数」を見ましても、近畿厚生局における受付件数は、平成 28 年度の 762 件から 29 年度の 651 件と減少しております。

次に 5 ページをご覧ください。請求内容の事案類型でございます。

平成 28 年度、29 年度ともに、「①標準賞与額に係る訂正請求」が事案全体の過半数を占めております。

6 ページ右側のグラフを見ていただきますと、平成 15 年 4 月以降の厚生年金事案の受付件数が極端に多くなっているのが分かります。

これは、平成 15 年 4 月に総報酬制が導入され、年金給付に反映する、標準賞与額に係る訂正請求が多くなっていることが原因と考えられます。

戻りまして 3 ページをご覧ください。平成 29 年度の処理事案の合計件数は、4,742 件となっており、厚生局で処理した件数、いわゆる訂正審議会の答申を受けて決定した件数が 1,859 件で、日本年金機構の処理事案の件数は 2,883 件となっております。

なお、日本年金機構の処理事案は、標準賞与額等の事業主からの一括請求が多くを占めていると思われれます。

次に、7 ページ下の平成 29 年度の円グラフをご覧ください。厚生局処理事案の制度別、処分別の状況でございますが、厚生年金の個別請求事案では、全期間訂正が 59.1%、一部期間訂正が 9.9%、不訂正が 31.0%となっており、厚生年金の一括請求事案では、全期間訂正が 83.0%、一部期間訂正が 3.5%、不訂正が 13.5%となっております。

8 ページ左側の円グラフをご覧ください。厚生年金適用法別の訂正状況でございます。事業主からの一括請求や、何らかの資料から保険料控除が推認できる、厚年特例法による訂正が標準賞与額 64.4%、被保険者期間 11.6%、合計で 76.0%と多くを占めている状況でございます。

再度、7 ページ下の円グラフをご覧ください。国民年金事案では、全期間訂正が 11.7%、一部期間訂正が 0.9%、不訂正が 86.6%となっており、脱退手当金事案では、全期間訂正が 9.7%、不訂正が 90.3%となっております。

国民年金に関する事案及び厚生年金の脱退手当金に関する事案は、資料や周辺事情などが少なく、訂正にまで至っていない状況でございます。

次に 9 ページをご覧ください。平成 29 年度末における処理中事案の状況でございますが、日本年金機構の受付処理段階が平成 28 年度 799 件に対し 29 年度 686 件、厚生局処理事案は平成 28 年度 528 件に対し 29 年度 274 件、その内、地方厚生局の調査・審査段階が 260 件、地方年金記録訂正審議会に諮問段階が 8 件となっております。

次に 10 ページ下の表をご覧ください。口頭意見陳述の実施状況でございます。平成 29 年度は全国で 17 件、その内、近畿では 6 件と約 3 分の 1 をしめており、その内訳は、来所

によるものが3件、残りの3件が電話により実施されたものでございます。

次に11ページをご覧ください。厚生局における処理期間の状況でございますが、平成29年度につきましては、処理日数の全厚生局平均が82.9日のところ近畿は77.6日。近畿の合計件数390件の内、処理期間103日以内が331件で84.9%でございました。

しかしながら、平成30年度上期につきましては、処理日数の全厚生局平均が87.3日のところ、近畿は99.0日。近畿の合計件数81件の内、処理期間103日以内が53件で65.4%と達成率としては落としていますけれども、これは29年度にありました金融機関の賞与事案162件により、達成率が高くなっていた状況でございます。

続きまして12ページをご覧ください。審査請求の受付・処理件数です。平成29年度は、合計73件で、表にはございませんが、近畿厚生局分は17件となっております。28年度から29年度にかけて大幅に減少し、30年度はほぼ横ばいとなっていることがうかがえます。

次に13ページの訴訟の状況です。平成30年9月30日時点の状況ですが、厚生年金事案23件、国民年金事案7件、脱退手当金事案4件で、合計34件であり、資料はございませんが、近畿厚生局では厚生年金事案3件、国民年金事案2件、脱退手当金事案1件で、合計6件となっております。

なお、近畿厚生局分の6件のうち、4件につきましては、既に判決言い渡しが行われ、国側が勝訴いたしました。

ただ、その後、新たに2件の提訴があり、本日現在、4件の厚生年金事案を抱えております。

以上が、厚生労働省において実施されました担当者会議における資料の説明となります。

委員の皆様方におかれましては、引き続き、当審議会にお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。私からの説明を終わらせていただきます。

○大野会長

ありがとうございました。それでは委員の皆様から、ご質問を頂戴したいと思いますが、何かございますでしょうか。

○大野会長

特に、ご質問がないようでしたら、以上で議題4を終了いたします。

それでは本日予定していました議題は全て終了いたしました。

これをもちまして、第5回近畿地方年金記録訂正審議会総会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

(以上)